

公売のお知らせ

不動産を公売します

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（不動産）を公売します。
 買い受けを希望されるかたは、ぜひ入札に参加してください。

税務課特別滞納整理係 ☎ 25 1 1 3 6

市では、次のとおり入札方式で公売を行います。
公売財産 公売財産F-2のとおりに
見積価額・公売保証金 公売財産F-2のとおりに
公売方法

入札方式（最も高い値段で入札されたかたを買い受け人とします）

ところ

市民文化会館3階・中会議室（鳥羽三丁目8番3号）
 ※昨年までと入札会場が異なりますので注意してください。

とき

- 7月24日(火)
- **入札** 午前10時10分～10時25分
- **開札** 午前10時30分
- **売却決定**

7月31日(火)午前10時
買受代金納付期限

7月31日(火)午前11時

必要なもの

入札に参加されるかたは、入札書が必要になります。
 公売日前日までに税務課または各連絡所で、入札書と公売の説明書を受け取ってください。

注意事項

- ◆ 公売に関する説明を公売当日午前10時から公売場所で行いますので、必ず午前10時までにお越しください。
- ◆ 公売財産は、その現況などをあらかじめ確認して入札してください。
- ◆ 公売が中止になる場合がありますので、入札に参加されるかたは、「公売日の前日」に電話で確認の上、お越しください。

公売財産F-2

